

京都市上下水道局告示第16号

京都市指定下水道工事業者規程第2条の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年7月3日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 指定下水道工事業者

- (1) 京都市右京区嵯峨苅分町29番地11

嵯峨設備

下田 拓生

- (2) 京都市山科区勸修寺東堂田町38

株式会社島田設備

代表取締役 島田 紀明

- (3) 京都府宇治市小倉町寺内67番地

有限会社木下工業所

代表取締役 木下 勉

- (4) 京都市西京区山田開キ町1番地9

H w o r k s

八田 博之

- (5) 京都市南区上鳥羽藁田23-2

株式会社クラシアン京都支社

代表取締役 鈴木 一也

- (6) 京都府京田辺市薪小山52-1 ハートフルマンション302号室

イバライク設備株式会社

代表取締役 茨池 直人

2 指定期間

平成30年7月3日から平成35年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)